② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③ have Grade A, B or C on “offer of services etc” in Kanto・Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years of 2010, 2011 and 2012

④ prove to have no false statement in tendering documents.

⑤ prove neither the business condition nor credibility is deteriorating.

⑥ meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

⑺ Time-limit of tender : 2 : 00 p.m. 17th August, 2012.

⑻ Contact point for the notice : Hideo Kusayanagi, Procurement Section, Accounting Division, National Institute of Public Health, 2—3—6 Minami, Wakoshi, Saitama 351—0197, Japan TEL 048—458—6245

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年6月29日

支出負担行為担当官

国立障害者リハビリテーションセンター

管理部長　小河　芳弘

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　11

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量

都市ガスの供給一式

年間予定使用量　1,394,200㎥

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による

⑷　履行期間　平成24年10月１日から平成25年９月30日

⑸　履行場所　国立障害者リハビリテーションセンター

⑹　入札方法　入札金額については、各社において設定する契約最大ガス量及び使用ガス量に対する単価（㎥単価、同一月においては単一のものとする。契約はこの単価による単価契約とする）を記載すること（小数点以下を含むことができる）。落札の決定は、当センターが提示する契約最大ガス量及び年間予定使用ガス量の対価を入札単価に従って計算した総価で行うので、当該総価と併せて当該総価の算出根拠となる算定式、算定条件、原料費、輸送費及び諸経費の確認ができる内訳書を添付すること。

なお、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑷　平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「物品の販売」で「A」「B」又は「C」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑸　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

⑹　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

⑺　ガス事業法第３条の規定に基づき一般ガス事業者としての許可を得ている者、同法第37条の７の２第１項の規定に基づきガス導管事業者としての届出を行っている者、又は同法第37条の９第１項の規定に基づき大口ガス事業者としての届出を行っている者であること。

⑻　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒359—8555 埼玉県所沢市並木４丁目１番地　国立障害者リハビリテーションセンター管理部会計課調度係　寺上　省吾　電話04—2995—3100　内線2134

⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴の交付場所にて交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所　平成24年７月20日14時00分　国立障害者リハビリテーションセンター本館４階大会議室

⑷　入札書の受領期限　平成24年８月22日15時00分

⑸　開札の日時及び場所　平成24年８月23日14時00分　国立障害者リハビリテーションセンター本館４階大会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。

また、一般競争入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨を記した誓約書を提出しなければならない。

入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、⑶の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の社のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Contracting Entity : Yoshihiro Ogawa, Director, Department of Administration, National Rehabilitation Center for Persons with Disabilities

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : About 1,394,200㎥ Citygas supply for National Rehabilitation Center for persons with Disabilities.

⑷　Delivery period : From October, 1, 2012 through September, 30, 2013

⑸　Delivery place : National Rehabilitation Center for Persons with Disabilities.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause

② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting